

びしん相続定期預金

2024年4月1日（月）～

2025年3月31日（月）

【対象】

個人および個人事業主の方で、金融機関(当金庫を含む)での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預けいただける方

【預入金額】

100万円以上、相続により取得した金額の範囲内

大口定期、スーパー定期・スーパー定期300

1年もの 店頭表示金利 プラス年0.08% (税引前)

3年もの 店頭表示金利 プラス年0.10% (税引前)

※上記金利は初回満期日までの適用となります。



尾西信用金庫



定期預金商品概要

1. 名称	「びしん相続定期預金」
2. 取扱期間	2024年4月1日（月）～2025年3月31日（月）
3. 預金の種類	大口定期、スーパー定期・スーパー定期 300 1年もの、3年もの（自動継続）
4. 適用利率	大口定期、スーパー定期・スーパー定期300の 1年もの店頭表示金利十年0.08% 3年もの店頭表示金利十年0.10% ※この定期預金は初回満期日以降、店頭表示金利となります。 ※上乗せ金利適用期間中にこの定期預金を中途解約された場合、預入日から解約日の前日までは当金庫所定の期限前解約利率が適用され ます。 ※税金については源泉分離課税の場合はお利息に 20.315%（国税 15.315%、地方税5%）がかかります。
5. 取引対象	金融機関（当金庫を含みます。）での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資とする個人および個人事業主に限定します。
6. 預入金額	100万円以上、相続により取得した金額の範囲内とします。
7. 受入形態	窓口のみの受入れとなります。（総合口座および通帳式のみとなります。）
8. 必要書類	①預入者が相続人であることが確認できる書類 ②相続により取得した金額が確認できる書類 ③相続手続完了日が確認できる書類 例）遺産分割協議書の写し、金融機関に提出した相続依頼書の写し、 遺言書の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、 戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
9. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗またはコンプライアンス担当部署（9時～17時30分、電話：0120-102-305）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お申出先または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
10. その他	・預金保険の対象預金です。